平成20年　№17

東京学芸大学附属図書館規程等の一部を改正する規程

制定理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年３月26日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学附属図書館規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年３月27日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成20年規程第24号

東京学芸大学附属図書館規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）

(2) 東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第２号）

(3) 東京学芸大学総合メディア機構規程（平成17年規程第３号）

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（目的） 第１条　東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は，学術情報の収集，整理，保存，提供等を行い，本学における教育，研究等の支援に資するとともに，社会に開かれた図書館活動を行うことにより，広く学術の発展に寄与することを目的とする。 （運営） 第２条　附属図書館の運営に関する重要事項は，学術情報委員会において審議する。 ２　〔削除〕 第３条　附属図書館の業務は，学術情報部学術情報課において処理する。 〔省略〕 附　則 １　この規程は，平成20年４月１日から施行する。 ２　東京学芸大学附属図書館委員会規程（昭和39年規程第８号）は，廃止する。	（目的） 第１条　東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は，学術情報の収集，整理，保存，提供等を行い，本学における教育，研究等の支援に資することを目的とする。 （運営） 第２条　館長の諮問に応じ附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため，附属図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。 ２　委員会に関する規程は，別に定める。 第３条　附属図書館の業務は，学術情報部において処理する。 〔省略〕

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （投稿） 第３条　各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，学術情報委員会が置く当該学系の紀要編集委員会に届け出るものとする。 ２　客員教授及び客員准教授並びに特任教員及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紀介を経て，学術情報委員会が置く当該学系の紀要編集委員会の承認を得なければならない。 （紀要の編集及び出版） 第４条　紀要の編集及び出版に関する事項については，学術情報委員会において審議する。 〔第２章及び第３章削除〕	第１章　総則 〔省略〕 （投稿） 第３条　各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，次条に定める当該学系の紀要編集委員会に届け出るものとする。 ２　客員教授及び客員准教授並びに特任教員及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紀介を経て，次条に定める当該学系の紀要編集委員会の承認を得なければならない。 第２章　紀要編集委員会 （設置） 第４条　各学系に，東京学芸大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。 （構成） 第５条　編集委員会は，当該学系の教授会構成員のうちから，任意の方法により選出された４名以上の委員をもって組織する。 ２　前項の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 ３　編集委員会に，委員長及び副委員長を置き，委員の互選により選出する。 （審議事項） 第６条　編集委員会は，次の各号に定める事項を審議する。 (1) 編集及び編集計画の立案に関すること。 (2) 原稿の整理に関すること。 (3) その他当該学系における紀要編集に関する事項 （庶務） 第７条　編集委員会に関する庶務は，当該学系が処理するものとする。

附　則 この規程は，平成20年４月１日から施行する。	第３章　紀要出版委員会 （設置） 第８条　本学に，東京学芸大学紀要出版委員会（以下「出版委員会」という。）を置く。 （構成） 第９条　出版委員会は，次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 附属図書館長 (2) 各学系の編集委員会委員長 ２　出版委員会に，委員長を置き，委員の互選により選出する。 ３　第１項第２号の委員の出席が困難な場合は，当該委員が所属する編集委員会の副委員長が代理出席することができる。 （審議事項） 第１０条　出版委員会は，各学系間を調整し，刊行の円滑化を図るため，次の各号に定める事項を審議する。 (1) 紀要出版に関する具体的方針に関すること。 (2) 紀要出版に関する費用の配分に関すること。 (3) その他紀要出版に関する事項 （会議） 第１１条　出版委員会は，委員の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。 ２　議決を要する事項については，出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。 （庶務） 第１２条　出版委員会に関する庶務は，当分の間，学術情報部がこれを処理する。

東京学芸大学総合メディア機構規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （業務） 第４条　機構は，次に掲げる業務を行う。 (1) 本学の情報化及び情報基盤の整備の具体的施策及び運用に関すること。 (2) その他機構の目的を達成するために必要な業務 〔省略〕 〔第２章　削除〕	〔省略〕 （業務） 第４条　機構は，次に掲げる業務を行う。 (1) 本学の情報化及び情報基盤の整備計画の策定に関すること。 (2) 本学の情報化及び情報基盤の整備の施策及び運用に関すること。 (3) その他機構の目的を達成するために必要な業務 〔省略〕 第２章　情報基盤委員会 （情報基盤委員会） 第７条　機構に，その円滑な運営を行うため，情報基盤委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （組織） 第８条　委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) 副機構長 (3) 学系長 (4) 事務局長 (5) 部長（学術情報部長を除く。） (6) その他機構長が必要と認めた者　若干名 （任期） 第９条　前条第６号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 （委員長） 第１０条　委員会に委員長を置き，機構長をもって充てる。 ２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。 ３　委員長に事故があるときは，副機構長（情報処理センター長）がその職務を代行する。 （会議） 第１１条　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

	（副学長の出席） 第１２条　副学長（研究等担当）は，委員会に出席し，意見を述べることができる。 （委員以外の者の出席） 第１３条　委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。 （専門委員会） 第１４条　委員会は，特定事項について審議を行うため，専門委員会を置くことができる。 ２　専門委員会に関し必要な事項は，別に定める。
第２章　研究開発部門 （研究開発部門） 第７条　機構に，機構の目的を達成するために必要な研究開発等を行うため，研究開発部門（以下「部門」という。）を置く。 （業務） 第８条　部門は，情報関連事業を実施する学内組織と連携しながら，次に掲げる業務を行う。 (1) 本学の情報基盤の構築及び運用に関わる研究開発 (2) 本学の情報化に関わる研究開発 (3) 附属図書館の教育研究支援活動に関する課題に関わる研究開発 (4) その他機構の目的を達成するために必要な研究開発 ２　部門は，前項の研究開発の成果を実現するために必要な措置を講ずるものとする。 （組織） 第９条　部門は，部門主任及び部門構成員で組織する。 （部門主任） 第１０条　部門に部門主任を置き，機構長をもって充てる。 ２　部門主任は，部門の業務を統括する。 （部門構成員） 第１１条　部門構成員は，本学の教職員をもって充てる。 ２　部門構成員の任期は２年とし，再任を妨げない。 ３　部門構成員は，機構長の推薦に基づき，学長が委嘱する。	第３章　研究開発室 （研究開発室） 第１５条　機構に，機構の目的を達成するために必要な研究開発を行うため，研究開発室を置く。 （業務） 第１６条　研究開発室は，次に掲げる業務を行う。 (1) 本学の情報基盤の構築及び運用に関わる研究開発 (2) 本学の情報化に関わる研究開発 (3) 附属図書館の教育研究支援活動に関する課題に関わる研究開発 (4) その他機構の目的を達成するために必要な研究開発 （組織） 第１７条　研究開発室は，室長及び室員若干名で組織する。 （室長） 第１８条　研究開発室に室長を置き，附属図書館長をもって充てる。 ２　室長は，研究開発室の業務を統括する。 （室員） 第１９条　室員は，本学の教職員をもって充てる。 ２　室員の任期は２年とし，再任を妨げない。 ３　室員は，委員会の推薦に基づき，学長が委嘱する。
第３章　雑則 （庶務） 第１２条　機構及び部門の庶務は，学術情報部情報基盤課が処理する。	第４章　雑則 （庶務） 第２０条　機構，委員会及び研究開発室の庶務は，学術情報部が処理する。

（補則） 第１３条　この規程に定めるもののほか，機構に関し必要な事項は，機構長が別に定める。 附　則 この規程は，平成20年４月１日から施行する。	（その他） 第２１条　この規程に定めるもののほか，機構に関し必要な事項は，委員会の議を経て機構長が定める。